

警務甲達第14号
平成19年3月29日
〔改正 令和6年3月26日〕
警サポ甲達第7号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

被害者支援担当責任者会設置要綱の制定について

各部門の連携強化による被害者支援体制については、被害者支援担当責任者会の設置運営について（平成18年警務甲達第20号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、別添のとおり「被害者支援担当責任者会設置要綱」を制定し、運営することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

被害者支援担当責任者会設置要綱

第1 目的

この要綱は、各部門の連携強化による被害者支援体制の充実を図り、現場活動時における、被害者の視点に立った真摯な対応の浸透を図ることを目的とする。

第2 設置

本部に被害者支援担当責任者会（以下「責任者会」という。）を置く。

第3 任務

責任者会は、総合的施策の検討、各部門の連携調整、各部門別指導及び被害者支援要員に対する指導・教養を行うものとする。

第4 構成

責任者会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第5 会議

- 1 会長は、必要に応じて責任者会を招集し、会議を主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を出席させることができる。

第6 庶務

責任者会の庶務は、県民サポート課において処理する。

第7 その他

この通達に定めるもののほか、責任者会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表

被害者支援担当責任者会

会 長	県民サポート課長
副会長	県民サポート課被害者支援室長
会 員	生活安全企画課企画指導担当課長補佐 地域指導課地域指導担当課長補佐 人身安全・少年課企画指導担当課長補佐 生活環境課指導担当課長補佐 刑事企画課企画担当課長補佐 捜査第一課強行犯担当課長補佐 捜査第二課知能・選挙担当課長補佐 組織犯罪対策課暴排担当課長補佐 組織犯罪対策課実態解明担当課長補佐 交通企画課企画指導担当課長補佐 交通指導課事件指導担当課長補佐 公安課警備犯罪特捜担当課長補佐